

長野県警察における公文書の管理に関する訓令の一部改正

1 概要

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法」という。）の施行を受け、重要経済安保情報である情報を記録する公文書（以下「重要経済安保情報文書」という。）については、この訓令で定めるもののほか、法その他の重要経済安保情報の保護等に関する定め¹に基づき管理を行う必要があることを明らかにするなど、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 重要経済安保情報文書の管理

重要経済安保情報文書については、他の公文書と同様に長野県公文書等の管理に関する条例（令和 2 年長野県条例第 8 号）の適用を受け、この訓令に基づき管理されることとなるが、このほか、法その他の重要経済安保情報の保護等に関する定めに基づき管理を行う必要があることについて明らかにする。

(2) 重要経済安保情報文書の保存期間満了時の措置

重要経済安保情報文書については、業務単位での基準（訓令別表の 2 の(1)）のほか、法、施行令及び運用基準を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行う。

- ※ 施行令 … 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号）
- ※ 運用基準 … 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）

【重要経済安保情報とは】

重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの（例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）

※ 県警察については、警察庁の所掌事務のうち我が国の安全保障に関するものを遂行する上で重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが必要となることが想定されるため、県警察が保有する公文書（当該公文書に記録されている情報）を警察庁長官が重要経済安保情報に指定等することができる（法第 5 条・第 7 条）

¹ 法、施行令、運用基準及び法第 5 条第 3 項の規定による指示に基づき県警察において定めた重要経済安保情報保護規程